

日本語学習会 ボランティア募集のお知らせ

倉吉市人権文化センターでは、外国にルーツがある方が安心して日常生活を送ることが出来るように日本語学習会を開催しています。

受講者の皆さんと一緒に日本語を学び、指導していただくボランティアの方を募集します。

申込・問合せ… 倉吉市人権文化センター (☎0858 - 22 - 4768)

今後の予定

12月	13日	
1月(令和6年)	10日	
2月	7日	
3月	6日	27日

※いずれも水曜日 午後7時30分～午後9時

都合がつく日だけの参加でも
構いません！
ご協力、よろしくお願いします！



倉吉市人権文化センターからのお知らせ

年末年始のため、次のとおり人権文化センターを休館します

12月29日(金) ~ 1月3日(水) まで

1月4日(木)から通常通りの開館となります。

(9:00~17:30)



安心して生活ができていますか？眠れていますか？ 食事はとれていますか？

仕事・生活・病気など様々な生活背景によって心配事は絶えません。まずは生活の基である、住む・食べる・寝るといことがとても大切です。不安な状況が続く事があればお気軽にお越しください。電話対応もいたします。

差別落書きを見たら！人権侵害に気づいたら！すぐにお知らせください。

人権侵害や差別落書きは許されない行為です。差別落書きは人の心を傷つけるだけでなく、それを見た人に新たな差別意識を植えつけ、差別を拡大するなど、決して許されるものではありません。みんなで気持ちの良いまちづくりをしていきましょう。

連絡先：倉吉市人権文化センター ☎・FAX (0858) 22-4768



まきずな

倉吉市人権文化センターだより

2023年12月1日 発行 No.154号

発行所：倉吉市人権文化センター

住所：倉吉市鍛冶町1丁目2971-2

電話/FAX：0858-22-4768

メールアドレス：jinkenbunka@ncn-k.net

「誰か」のことじゃない

12月4日～12月10日は「人権週間」です



毎年12月4日から12月10までは、「人権週間」と定められており、人権意識向上のためのさまざまな取り組みが全国的に行われます。

昭和23年(1948年)12月10日、国際連合第3回総会において、全ての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準として、「世界人権宣言」が採択されました。

世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、人権保障の目標や基準を初めて国際的にうたった画期的なものです。採択日である12月10日も、「人権デー(Human Rights Day)」と定められています。

いじめや虐待、性被害等のこどもの人権問題、インターネット上の人権侵害、障がいのある人や外国人、性的マイノリティ等に対する偏見や差別、部落差別(同和問題)、ハンセン病問題といった多様な人権問題が依然として存在しています。

これらの問題の解決には、私たち一人一人が様々な人権問題を、自分以外の「誰か」のことではなく、自分のこととして捉え、互いの人権を尊重し合うことの大切さについて、認識を深めることが不可欠です。

人権とは、一人ひとりが生まれたときから持っている「自分らしく生きる権利」のことであり、その権利が侵害されることは何があっても許されないことです。

人権問題は、一人ひとりの意識を変革していくことも大切ですが、現代社会にまだまだ多くの問題が残されていることを知り、「誰かのこと」ではなく「自分のこと」として捉え、学びを深めていくことが大切です。

自分の人権、身の回りの人の人権について、今一度、考えてみましょう。

第75回 **人権週間** 12月4日～10日 12月10日は人権デー

「誰か」のことじゃない。

人権啓発動画を法務省ホームページにて公開中！

法務省では、人権侵害による被害を受けた方を救済するための活動を行っています。

みんなの人権110番 0120-007-110

0570-003-110 0570-070-810 0570-090-911

LINEじんけん相談 @snsjinkensoudan

https://www.jinken.go.jp/

法務省人権相談所・全国人権啓発推進委員会

多文化共生社会をめざして



☆在住外国人にかかわる社会情勢

日本は少子高齢化が急速に進み人口減少が大きな社会問題となっています。人口が減っていくと様々な社会構造が変化し経済に大きな影響を与えます。社会の活性化や経済を維持するためには海外の人たちの人材が必要になります。このようなことも含め外国人労働者はとても重要な人材となりつつあります。

また、人々の意識はグローバル化が進み、人々の動きが活発化し国際化してきました。こうしたことを考えると仕事ばかりではなく、さまざまな出会いを通じて日本に来る外国の方々も増え、身近にかかわる機会も増えてくるでしょう。

しかし、一方、外国にルーツを持つ人たちに対する人権問題も多くあります。自分と違うものに対しては排除の意識がどこかに存在していることも考えていく必要があります。

現在、日本国内において外国籍を持つ人は約 296 万人住んでいます。鳥取県内では 4,529 人、倉吉市では 303 人(令和 2 年国勢調査)です。

☆外国にルーツを持つ人たちの現状

日本に在住する外国人にとって生活上の困り事の一番は言葉の壁です。言葉が通じないとコミュニケーションもとれず、伝えたいことがなかなか理解してもらえません。また、住む場所の確保にもいろいろな問題が発生しています。生活習慣や言葉、宗教の違いがあり、アパートやマンションの入居を拒否され断られることもあります。

また、住み始めると日本社会のルールに慣れず、ゴミの出し方、分別、近所の付き合いなど、日本人があたり前だと思っている事がトラブルの原因にもなってしまいます。

環境が変わると体調不良にもつながり、何処の病院へ行けばいいのか困ったり、子どもの病気などにも不安がいっぱいです。こんないろいろな状況の中で共に生活をしていくには大変な苦勞が重なります。

身近な人たちの協力と支えが必要です。



☆一人ひとり人が考えてみましょう

日本人は、一般的に自分が知っていることや理解していることは、周りの人も自分と同じように理解しているものだと考えがちです。それは外国人に対しても同じように考えているところがあります。そのため、相手が何に困っていたり不安になっていることに気づかず、いやな思いをさせてしまったり、ひどいときには人権侵害につながるような行為や言動になっています。

それぞれの理由があり日本に住み始めた人たちは夢や希望を持って日本に来ています。勇気を出して声かけをしながら相手の気持ちになって関わってみましょう。



外国にルーツを持っている人たちはこんなことに困っています。

☆日常生活 (コミュニケーションの取り方)

外国にルーツがある方は、どこかに不安を持ちながら生活していることが多くあり、トラブルが起きやすい状況にあります。

言葉が通じないときは、相手に明確に伝わるように表現しなければお互いが間違った先入観を持ってしまうかもしれません。

私たちはどこまで相手の立場になってかかわっているのでしょうか。町内の行事や大切な要件などはわかりやすく説明されていますか。

日本語だけの回覧板で終わっていませんか。一緒に住んでいる側も積極的に声かけやコミュニケーションをとっていく事が必要ではないでしょうか。

倉吉市人権文化センターでは、中部地区に在住している外国にルーツがある方と一緒に日本語学習をしています。あいさつや日常会話、ひらがなや漢字など生活につながる学習に取り組み、困り事や悩みを聞きながら楽しい時間を過ごしています。



☆子どもたちが学校で困っていること

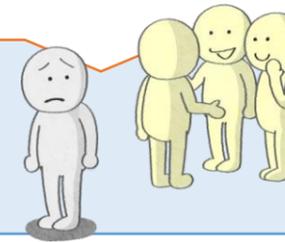
外国にルーツを持つ子どもたちは、学校の中でいじめに遭うことがあります。

国籍・肌の色・言葉の違い・文化や習慣の違いなどによりいじめに遭います。はじめの頃は、興味津々と「どこの国?」「どことのハーフ」「どうして来たの」とねほりはほり聞き、少し慣れてくると外見の違いを理由に「気持ち悪い」「こわい」「自分の国に帰れ」など、差別的な言動が現れてきます。こうした理由の背景には、大人社会に存在する国や人に対する偏見や差別人権意識の低さが子どもたちに影響しているのです。子ども社会は大人の縮図でもあります。まず、大人一人ひとりが人権意識を高め学びを深めていくことがこれからの大きな課題です。



こんな状況がありました。

地域の会合に出かけたら、私の方を見て噂をしている人たちがいました。何を言われているの分からないが、その場にいられなくなって逃げました。声かけをしてくれれば話したのに・・・。



外国にルーツがある人との会話

店員:「日本語出来ますか」
お客:「はい、出来ます」
店員:「字が書けますか」
お客:「はい書けます」と聞かれ、もたもたしていたら
店員:「ほら出来ないじゃないか」
私はいやな気持ちになった。



多文化共生社会は、国籍や民族の異なる人々が、お互いの違いを認め合い対等な関係をつくりながら生きていくことの出来る社会です。外国にルーツを持つ人たちは、言葉を理解したりルールを守るにも時間がかかります。日本に住んでいる私たちが一歩寄り添い、関わっていきましょう。